



# 栃木県公報

令和5(2023)年  
5月16日(火)  
第404号

## 目次

### 告示

- 生活保護法による指定施術機関の指定..... 413
- 土地改良区定款変更の認可..... 413
- 道路の区域の変更..... 414
- 道路の供用開始..... 414

### 公告

- 令和5(2023)年度登録販売者試験の実施..... 414
- 建設業者の監督処分..... 416
- 公共測量の実施..... 416
- 同..... 416
- 公共測量の終了..... 417
- 同..... 417
- 同..... 417
- 同..... 418
- 同..... 418
- 同..... 418
- 同..... 418
- 同..... 419
- 同..... 419
- 開発行為の工事完了..... 419

## 告示

### 栃木県告示第199号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和5(2023)年5月16日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令 和 5 (2023) 年 4 月 1 日	磯 和孝	那須塩原市北和田366-2	訪問医療マッサージKEiROW 那須塩原ステーション	那須塩原市大原間西2-12-1 ニューウイング 荒井B-103

(保健福祉課)

### 栃木県告示第200号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5（2023）年5月16日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
氏家土地改良区	令和5（2023）年4月6日

（農地整備課）

栃木県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5（2023）年5月16日から同年6月14日まで一般の縦覧に供する。

令和5（2023）年5月16日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 塙芳賀線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
255	前	芳賀郡益子町大字七井2805-5から 芳賀郡市貝町大字多田羅1243-2まで	3.4～5.3	1000.0	
	後	芳賀郡益子町大字七井2805-5から 芳賀郡市貝町大字多田羅1243-2まで	11.6～15.7	1000.0	

栃木県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5（2023）年5月16日から同年6月14日まで一般の縦覧に供する。

令和5（2023）年5月16日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道408号	真岡市下高間木362から 真岡市長田字沖田淵119まで	令和5（2023）年 5月18日

（道路保全課）

公 告

○令和5（2023）年度登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により登録販売者試験を次のとおり実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項の規定により公示する。

令和5（2023）年5月16日

栃木県知事 福田 富一

1 試験期日

令和5(2023)年8月29日(火) 午後0時30分から午後5時15分まで

## 2 試験場所

宇都宮大学峰キャンパス(宇都宮市峰町350)  
(会場への自家用車の乗り入れは禁止する。)

## 3 試験科目

次の項目について筆記形式で行う。

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

## 4 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、写真票、受験票及びチェックシートは、各健康福祉センター又は栃木県保健福祉部薬務課で配布するものを使用する。

### (1) 写真票

写真(出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦4.5cm、横3.5cmの大きさのもの。スナップ写真は認めない。)を貼付け、所定の事項を記入したもの。

### (2) 受験票

### (3) チェックシート

## 5 提出期間及び提出先

### (1) 提出期間

令和5(2023)年6月12日(月)から同月21日(水)までの間に郵送により出願すること(郵送は、書留又は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。)

### (2) 提出先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田一丁目1番20号  
栃木県保健福祉部薬務課

## 6 受験通知

受験願書提出者には受験通知書を送付する。

## 7 試験結果の発表

令和5(2023)年10月6日(金)午前11時に、栃木県ホームページ並びに栃木県庁屋外掲示場及び各健康福祉センターの掲示板に、合格者の受験番号を掲示する。

なお、電話等による問合せには、一切応じない。

また、合格者には、合格通知書を送付する。

## 8 試験結果の開示

受験者本人は、合格発表の日から1か月間、栃木県保健福祉部薬務課において科目別得点及び総合得点の開示を受けることができる。この場合、本人であることを証明できる書類(受験票、運転免許証等の身分証明書)を持参すること。

## 9 受験手数料

15,000円(栃木県収入証紙で納付すること。)

## 10 その他

### (1) 問合せ先

栃木県保健福祉部薬務課  
電話028-623-3120

### (2) 受験願書等の配布について

各健康福祉センター又は栃木県保健福祉部薬務課において、令和5(2023)年6月1日(木)から配布する。

(薬務課)

○建設業者の監督処分

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5（2023）年5月16日

栃木県知事 福田 富一

1 処分をした年月日

令和5（2023）年5月9日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

丸進建設株式会社

栃木市大平町新854番地

代表取締役 金子 卓司

栃木県知事許可（般-4）第26792号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事（※）に係る営業

（※）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 停止を命ずる期間

令和5（2023）年5月17日から同月19日までの3日間

4 処分の原因となった事実

丸進建設株式会社は栃木市が発注した建設工事に関し、建設業法第3条第1項の規定に違反して、建設業の許可を受けずに同法施行令第1条の2に定める軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した（建設業法第28条第2項第2号該当）。

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東日本高速道路株式会社から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和5（2023）年5月16日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

足利市

3 作業期間

令和5（2023）年4月1日から同年10月31日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、野木町長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和5（2023）年5月16日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業地域  
野木町
- 3 作業期間  
令和5（2023）年5月1日から同年12月28日まで

---

○公共測量の終了

令和4（2022）年9月13日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大田原土木事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和5（2023）年5月16日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業地域  
大田原市、那須塩原市、那須郡那須町
- 3 作業期間  
令和4（2022）年7月1日から令和5（2023）年2月10日まで

---

○公共測量の終了

令和4（2022）年9月13日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大田原土木事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和5（2023）年5月16日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業地域  
那須塩原市、那須郡那須町
- 3 作業期間  
令和4（2022）年7月1日から令和5（2023）年1月26日まで

---

○公共測量の終了

令和4（2022）年9月13日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大田原土木事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和5（2023）年5月16日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業地域  
那須塩原市、那須郡那須町
- 3 作業期間

令和4(2022)年7月1日から令和5(2023)年1月16日まで

○公共測量の終了

令和4(2022)年9月13日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大田原土木事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年5月16日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
公共測量(航空レーザー測量)
- 2 作業地域  
大田原市、那須塩原市、矢板市
- 3 作業期間  
令和4(2022)年7月2日から令和5(2023)年3月20日まで

○公共測量の終了

令和4(2022)年11月18日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、下都賀農業振興事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年5月16日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
公共測量(基準点測量)
- 2 作業地域  
下都賀郡野木町
- 3 作業期間  
令和4(2022)年10月19日から令和5(2023)年2月28日まで

○公共測量の終了

令和4(2022)年11月18日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、常陸河川国道事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年5月16日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
公共測量(空中写真測量)  
公共測量(航空レーザー測量)  
公共測量(新規数値図化)
- 2 作業地域  
那須烏山市
- 3 作業期間  
令和4(2022)年10月20日から令和5(2023)年3月24日まで

○公共測量の終了

令和4(2022)年11月4日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、常陸河川国道事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年5月16日

栃木県知事 福田 富一

- 作業種類  
公共測量(数値地形図作成)
- 作業地域  
大田原市、那須烏山市、那須郡那珂川町、芳賀郡茂木町
- 作業期間  
令和4(2022)年10月14日から令和5(2023)年3月31日まで

#### ○公共測量の終了

令和4(2022)年12月20日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、那須烏山市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年5月16日

栃木県知事 福田 富一

- 作業種類  
公共測量(空中写真撮影)
- 作業地域  
那須烏山市
- 作業期間  
令和4(2022)年11月21日から令和5(2023)年3月10日まで

(監理課)

#### ○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5(2023)年5月16日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
【第2工区】 さくら市氏家字堂ノ後1150番6	埼玉県川越市南台一丁目5番4号	埼玉車体株式会社
下都賀郡壬生町大字七ツ石字前田549番8	下都賀郡壬生町大字七ツ石549番地1	小野口 靖 徳

(都市計画課)